

第四次伊東市総合計画・第十次基本計画の概要

1 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

第四次伊東市総合計画は、本市の将来像及びその実現の方向を示した政策大綱等から成る「基本構想」、基本構想を実現するための各分野の施策・目標等を体系的に明示した「基本計画」、さらに基本計画の施策の達成状況を具体的に管理する「実施計画」から構成される。

(2) 計画の期間

基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10年間としている。

基本計画は、前期・後期の各5年間を計画期間としている。

実施計画は、毎年度、検証・再評価を行っている。

【計画期間】

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想	基本構想（10年）									
基本計画	第九次基本計画（5年）					第十次基本計画（5年）				

2 策定の趣旨

基本構想計画期間の前期5か年における社会経済環境の変化や今後予想される社会構造の変化等を的確に捉え、基本構想に掲げた将来像を実現するため、新たに第十次基本計画を策定する。

3 策定の方針

(1) 基本構想との整合

第四次伊東市総合計画の基本理念や将来像、第九次基本計画の施策体系や指標を原則的に継承する。ただし、時代の変化や市民の意向等に柔軟な対応ができるよう必要に応じて見直しを行っている。

(2) 市民参画、協働

市民の立場に立ち、生活の安定、幸福度の向上、活気あるまちづくりの実現を目指すため、市民満足度調査や中高生アンケート、パブリックコメントの実施など、市民の意向を最大限に尊重した計画づくりに努める。また、庁内の検討組織とは別に市民討議会（Iトーク）を設け、市民参画、協働により計画を策定している。